

室町幕府下の出羽国・「奥州」

鈴木 満

序 章 課題の設定

小論は、室町幕府下の出羽国の位置づけを奥州総大将・奥州管領・奥州探題を手がかりに考察するものである。そのために次のような課題を設定したい。

第一に奥州探題大崎氏¹の管国である。陸奥国は大崎氏、出羽国は羽州探題最上氏の管国といわれている。最上氏に関する史料は大崎氏以上に乏しく、その実態をつかみにくい。にもかかわらず最上氏が羽州探題、さかのぼって羽州管領である²と通説化している点に問題がある。そこで出羽・陸奥両国の鎌倉府移管とその後の推移を視野に入れて、一五世紀中期の奥州探題の管国を明らかにし、それを支える体制に言及する。そのうえで大崎氏と最上氏との関係をとらえ、最上氏

羽州探題説を検討する。

第二に大崎氏と最上氏の関係の直接の淵源は、斯波兼頼の出羽国³下向である。しかしさかのほれば奥州総大将・奥州管領と出羽国の関係に規定されていると考えられる。そこで出羽・陸奥両国鎌倉府併管までの奥州総大将・奥州管領の出羽国での方策を概観し、兼頼羽州管領説及び兼頼奥州管領説を検討したい。

以上の課題をふまえて、幕府下の出羽国の背景にある国制上の転換に言及したい。

第一章 大崎氏と最上氏

第一節 「奥州探題体制」と出羽国

奥州探題の管国について、次に掲げる史料はその手がかり¹

となると考えられる。

〔史料 A〕

両国へ被成 繪旨候、是又珍重候、同事書写遣之候、

内裏段銭之事、先度被仰出候、然者太田大炊助使節候、

定近々其方へ可下着候、速沙汰候、可目出候、恐々謹言、

六月十一日

教兼 (花押)

八戸河内守殿

宝徳四年 (一四五二) 七月五日室町幕府奉行人奉書の「造

内裏段銭事、先度被仰探題訖」(「古川」二二八) から、大

崎教兼は奥州探題の立場で「史料 A」を発給したと解せる。

この史料から、第一に教兼が担当した国を、第二に教兼が内

裏段銭徴収を命じられた背景を考えてみよう。

まず第一について、「史料 A」の追而書の「両国」は出羽・

陸奥両国であるが、教兼が陸奥国、羽州探題最上氏が出羽国

を担当したとする説がある。しかし一四世紀から一六世紀に

かけての実例によれば、「史料 A」の「両国へ被成 繪旨候」

は教兼に繪旨がもたらされたことを意味するのではなく、幕

府が作成した事書に、天皇親政なら繪旨、院政なら院宣が下

されたという文言があるのを引用したにすぎない。そして事

書には、段銭の賦課基準や納入期限、担当する国等が記され

ている。したがって教兼が担当したのは出羽・陸奥両国で、

八戸政経には両国名が記された事書の写を手交されたのであ

る。

次に第二について、伊藤喜良氏は、応仁の乱前後、奥州探

題に段銭賦課権があるとす。それに対して黒嶋敏氏は、内

裏段銭は臨時的賦課で、奥州探題が独自に陸奥・出羽両国に

対して守護のように頻々と段銭を賦課した事例は見あたら

ず、教兼は陸奥国の代表として命じられたにすぎないとす

る。この両説では、奥州探題に守護のような段銭賦課権はな

いとす。黒嶋説が妥当である。しかし黒嶋説では幕府が内裏

段銭賦課を教兼に命じる立場となった経緯が不明確であるの

で、「史料 A」に至る概略をたどってみよう。

明徳二年 (一三九一)、出羽・陸奥両国の鎌倉府併管にと

もない、奥州管領斯波詮持は鎌倉府の奥州管領となり、鎌倉

に移る。ところが詮持は鎌倉を脱し、応永七年 (一四〇〇)、

幕府より奥州探題に補任される。

奥州探題補任後、詮持の子満持は陸奥国人の要請で足利義

満の御判御教書に任せて「領掌不可有相違」という、奥州管

領と同様の奉書形式の文書を発給し、また陸奥国人への官途

推挙を行っている(「古川」二〇四・二〇五・二〇七)。

詮持の奥州探題補任以前、すでに満持は陸奥国人への官途推挙、

奉書形式の安堵状を発給している(「古川」一九六・一九七)

から、大崎氏が陸奥国に持っている影響力が背景にあるのだ

奥州探題補任は先学が説くように、幕府内部での斯波派と細川派の動向が無関係ではないだろうし、反幕府の行動をとる鎌倉公方を牽制する目的があっただろう。ともあれ鎌倉府の出羽・陸奥両国併管は永享の乱まで続くから、それを否定しないかたちで大崎氏の鎌倉府からの自立を認めたのが奥州探題補任ではないだろうか。

遠藤巖氏によれば、「糠部・久慈・閉伊・鹿角・比内・津軽三郡・両河北・由利・仙北・秋田・雄勝・油川・横手・滴石、諸郡之勢二万騎」が動員されたと記す、いわゆる「稗貫状」の原史料は永享八年（一四三六）の奥州探題大崎持詮配下の奉行所充南部長安申状で、奥州探題が出羽・陸奥両国北部諸郡に軍事動員を発令できたとする。だとしても鎌倉公方や稲村・篠川両御所も両国に軍事指揮権を行使しようとしたであろう。また「足利將軍御内書并奉書留」応永三〇年（一四三三）九月二四日付の「佐々河方急打越鎌倉、可致行沙汰候由申遣候、所詮有合力、可被忠節」という御内書の充書に「左京大夫殿 惣中御文章同前」とあって、大崎氏は幕府から出羽・陸奥両国の国人を指揮する存在として位置づけられているわけではない。

ところが永享の乱で鎌倉公方と稲村御所、さらに篠川御所の滅亡で、奥州探題補任後に生じた出羽・陸奥両国の軍事指揮権をめぐる競合関係が解消する。「史料A」について、伊

藤氏は鎌倉府の一時的滅亡、稲村・篠川両御所の滅亡で、鎌倉府の奥州支配が消滅という状況が生じ、内裏段銭賦課を命じるとすれば、奥州探題以外にいないとする。

だが「史料A」は足利成氏が鎌倉公方の時期で、再興鎌倉府は、出羽・陸奥両国を管轄しなかったといわれている。その背景として、結城合戦等の関東の混乱、大崎氏の本宗斯波氏をはじめとする京の有力守護等や上杉氏等の思惑、出羽・陸奥両国を鎌倉府の暴走を食い止める役割にする目的といったことが考えられる。いずれにせよ幕府は鎌倉公方足利持氏の滅亡をきっかけに、鎌倉府から出羽・陸奥両国を切り離す方針になったのである。鎌倉府にかわって奥州探題が両国の代表と位置づけられ、「史料A」の内裏段銭のように国単位の賦課の場合、奥州探題に内裏段銭賦課を命じた。しかし奥州探題は、独自に段銭を賦課する権限はない等、鎌倉府や守護とは同質ではなかった。

黒嶋氏は、「陸奥国内の軍事指揮権をもち、秩序面では陸奥国の頂点に位置づけられた探題のもとで、郡守護たちが分郡内で統治権を行使し支配する体制」を「奥州探題体制」とよんでいる。

右のうちまず「奥州探題体制」は、幕府によって永享の乱後に成立したものである。「史料A」にみえる内裏段銭徴収の使節太田大炊助光は幕府の奉公衆で、京と陸奥国を往復

し、次節でとりあげる成氏追討の御内書の起草をしている。¹⁹⁾ 奉公衆の派遣は、「奥州探題体制」が將軍の支持のもとに確立していることをしめしている。したがって「奥州探題体制」は出羽・陸奥両国における大崎氏の実力に向う一方で、幕府の方針如何に左右される弱さがあった。

次に文明元年（一四六八）極月一三日の「薄衣申状」²⁰⁾ によれば、奥州探題大崎氏の動員に応じて「山北・由利・秋田之勢」が馳せ参じているから、出羽国にも奥州探題の軍事指揮権がみとめられる。²¹⁾ したがって「陸奥国」は「出羽・陸奥両国」と改めなければならぬ。

第二節 最上氏と「羽州探題」

前節で述べたように奥州探題大崎氏が出羽・陸奥両国に軍事指揮権を持っていたとすれば、最上氏が羽州探題とする説との整合性が問題になる。最上氏を羽州探題とする説には根拠があるので、逐一検討してみよう。

白根靖大氏は、最上氏を羽州探題と明記している史料として、まず長祿四年（一四六〇）の発給文書をおさめる「御内書案」〔統群書類従〕第二三輯上〕の注記をあげる。しかし「御内書案」の注記は後にも見るように「出羽探題山方欺」とあって、当時のものではない。次に「昔御内書符案」の「一、出羽探題修理大夫」も大永から天文にかけての記載である。

一方「余目氏旧記」には「小山御退治有へき二付て、鎌倉殿へ京都より両国ヲ渡可進候間、鎌倉殿の御代官入候て、山形殿ハ出羽守護ニて御座候、大崎ハ奥州の探題ニて御座候、何も不可有相違、可被守之由、京都より御錠候間、両国探題・守護・諸外様、在鎌倉す」とあって、大崎氏を奥州探題、最上氏を「出羽守護」としている。²²⁾ 出羽国は守護不設置だから、「出羽守護」は正しくない。けれどもそのような表記に最上氏と他の国人とは異なるが、大崎氏と同等ではないという意識を読み取れる。とすると一六世紀の史料の「出羽探題」は、最上氏と他の国人とは同等ではないが、出羽国は守護不設置だから、「出羽探題」と表記したと解せる。

このように最上氏を羽州探題だと明記した史料は、一六世紀である。しかし「探題」と明記した史料の欠如をもって、羽州探題の存在を否定できないであろう。

遠藤巖氏は、出羽国赤宇曾郷をめぐる「醍醐寺文書」に羽州探題最上氏に関する史料があるとする。²³⁾ それは、①宝徳元年（一四四九）八月二五日竹松充室町幕府御教書案、②二月一六日小介川立貞請文案、③二月一八日小野寺家道請文案、④二月一八日矢野重政請文案、⑤卯月一日有良書状である（以上、「大日本古文書家わけ一九 醍醐寺文書之九」一九七〇〜一九七四号）。①の充書である竹松を最上氏とし、④・⑤にみえる豊田出雲入道を最上氏執事とする。そのうえで幕

府から羽州探題最上氏に幕府御教書が下され(①)、それを受けて最上氏執事が家道に命じる(③)の「去年九月十五日御状」という、遊行ルートが存在したとする。

だが「康富記」宝徳三年(一四五二)七月二十八日条によれば、豊田出雲入道は管領細川勝元の被官である。とすると③の「去年九月十五日御状」は、①と別に管領から家道に発給された文書であろう。したがって②④は、細川氏―小野寺氏という政治的ルートによる遊行である。

だとしても①は最上氏充で、かつ赤宇曾郷遊行に関する最初の文書とすれば、永享の乱後、出羽国の所領遊行は最上氏という認識が幕府にあったと解せ、最上氏羽州探題説を導く余地がある。しかし最上氏が羽州探題か否かは所領遊行ではなく、奥州探題同様に軍事指揮権の有無で判断しなければならぬであろう。次に掲げる史料が、最上氏羽州探題説の挙証となるといわれている。

〔史料B〕

関東対治事、度々雖被仰遣之、未進発之条子細哉、不日相催国人等、可被參陣、於難泐之族者、一途可処敵科之間、可有注進交名、到励忠節之輩者可行恩賞、此旨能々申合、早速可被抽軍功候也、

同日長祿四年二月二日

御判足利義政

左衛門佐殿大崎殿、奥州探題殿

〔史料C〕

成氏追討事、不日相催国人等、令発向、可被抽戰功、委曲貞親可申遣候也、

同日長祿四年二月二日

御判足利義政

左京大夫殿出羽探題山方殿

修理大夫殿出羽探題伯父殿、天童殿

右は、「御内書案」所収の長祿四年(一四六〇)の足利成氏追討の軍勢催促である。ただしこの成氏征討は実際には行われなかったから、机上の計画にすぎない。しかし幕府の基本的な考え方がわかる史料として利用できる。

先学が指摘するように、「御内書案」には「史料B・C」と同日の成氏追討の軍勢催促の御内書が収録されているが、これらには「不日相催国人等」という文言は見えない。「史料C」の「出羽探題山方殿」は最上氏といわれているから、最上氏に大崎氏同様の国人への軍事指揮権があったと考えられる。

だが「史料C」は、最上氏一族天童氏充でもある。それに対して修理大夫を最上氏の執事とし、本来あった修理大夫充御内書は略されたとする説がある。しかし「余目氏旧記」の書札礼によれば、最上氏と天童氏は同等の扱いだが、他の最上氏一門はそうでない。こうした関係から見ても、天童氏を最上氏の執事とする見方は成り立たない。また「史料B・C」

と同日の御内書には、執事充が一通もない。したがって最上・天童両氏に軍事指揮権があったとしても差し支えない。

しかし「史料C」には、「史料B」のような「於難洪之族者、一途可処敵科之間、可有注進交名、到勵忠節之輩者可行恩賞、此旨能々申合」という幕府への注進を命じる文言がない。それは、最上・天童両氏が天崎氏と並ぶ存在ではないことをしめしている。だからさきに述べたように「余目氏旧記」では大崎氏を探題、最上氏を守護とし、両氏を同等に扱わないうのだろう。そしてさきにみたように「史料A」の内裏段銭のように国単位での賦課を大崎氏が命じているのは、最上氏が一国を担当するだけの立場にないことをしめしている。それを裏付けるように、大崎氏の軍事動員権が北出羽に及んでいたことから、最上氏の軍事指揮権は、天童氏とあわせても出羽一国に及ぶものではない。一部の領域の軍事指揮権が委譲されたにとどまるのだろう。したがって最上氏が羽州探題として出羽国を管轄したとはいえない。

以上述べたことが正しいとすれば、永享の乱後に成立した「奥州探題体制」では、奥州探題大崎氏が出羽・陸奥両国の頂点に立ち、斯波氏一族の最上氏等が大崎氏の出羽・陸奥両国の軍事指揮権の一部を委譲されている体制ということができる。⁽²⁾

第二章 奥州国大将・奥州管領と出羽国

第一節 建武政権と奥州国大将

奥州総大将と奥州管領は二ヶ国を管轄したが、それは南朝に対抗するためだといわれている。つまり建武政権下の陸奥国の国司である北畠顕家が延元元年（一三三六）に鎮守府大將軍に補任されるとともに、出羽国も管轄するようになり、その後継者である顕信も同様だったことへの対応だということである。

そうすると顕家の出羽国統治が問題となるが、関係する史料は次のものだけである。⁽³⁾

〔史料D〕

（北畠顕家）
（花押影）

陸奥国中尊寺衆徒申出羽国秋田郡君野村・破岩上下村・雄友村・白山村・女法寺・成福寺等事、依為別管領之地、修造之間、任 綸旨衆徒可知行之由申之、別当于今当知行之地者、早可沙汰付下地於衆徒、次彼村々惣田數并年貢以下事、委細加檢見、可被注進之旨、国宣候也、仍執達如件、

延元々年九月二日

鎮守軍監有実奉

小野寺肥前守殿

平賀四郎左衛門尉殿

右によれば、出羽国秋田郡野村以下を中尊寺衆徒に安堵と、これらの地の検注を命じている。様式や奉者は陸奥国の場合と同じである。しかし陸奥国内には「史料D」のような両使充が一通もなく、郡奉行一人充である^①。

出羽国では出羽守葉室光頭が秋田城介を兼ね、自らも下向している。しかし「朝敵余党人等、小鹿嶋并秋田城^{漢今楯築}所々、可乱入津軽中」(〔南〕東北一五二)という状態で、光頭は任国で殺害されている(「公卿補任」)、「尊卑分脈」。それゆえ出羽国では陸奥国のように国人の国府登用、郡奉行や郡検断の設置はなかつたと推測される^②。

加えて顕家は出羽国を管轄した頃は、足利方の攻撃にさらされて陸奥国府を放棄せざるを得なかつた。そのため出羽国に郡奉行を設置できず、「史料D」のように両使が派遣されたのではあるまいか。

建武四年(一三三七)、室町幕府は奥州総大将石塔義房を派遣する。義房期の出羽国に関する次の史料をとりあげる〔南〕一四八四・五一九・六三四)。

〔史料E〕

小早河左衛門五郎入道性善代直平申出羽国由利郡小友村事、御教書案文遣之、早任去八月十五日御施行之旨、可沙汰付性善代於当所状如件、

曆応二年十月廿三日

致友(花押)

兵衛次郎殿

〔史料F〕

出羽国由利郡小友村事、任曆応二年七月廿八日御教書之旨、所渡付小早河左衛門五郎入道性善代性祐也、仍渡状如件、

曆応三年七月廿二日

左衛門尉(花押)

〔史料G〕

出羽国山本郡幡江郷内荒居村之事、任去月四日御施行之旨、打渡和田石見左衛門蔵人繁晴候了、仍渡状如件、

康永元年八月七日

左衛門尉貞隆(花押)

〔史料E〕の「御教書案文」と「史料F」の「御教書」だが、義房は康永三年(一三四四)四月十九日に陸奥国飯野八幡宮に同国中窪村三田彦四郎入道跡を寄進したが、それに基づき相馬親胤が同年四月二六日、ついで翌年六月二七日にも打渡している事例(〔南〕一七〇九・七一・七四〇)から、両者は同一であるとしてよいだろう。したがって出羽国由利郡小友村に関して、まず曆応二年(一三三九)七月二八日に「御教書」が、ついで同年八月一五日に「御施行」が発給されたのである。

〔史料E〕G〕では、「御教書」と「御施行」の発給者を明記していない。義房の後任の奥州管領吉良貞家は出羽国を管轄していたから(〔南〕一一一八二等)、義房が同国を管

轄していないと想定しがたい。「史料E・F」をみると「御教書」と「御施行」の日付が二〇日弱離れており、ここから前者を義房充の幕府発給文書、後者を致友充義房発給文書とも解せる。しかし陸奥国好嶋庄西方飯野郷内今新田村の安堵の事例(〔南〕一一六二七・六二八)を参照すれば、「御教書」は性善充義房発給文書、「御施行」は致友充義房奉行人奉書ではないか。この点、今新田村の事例でも義房御教書と義房奉行人奉書は同日ではなく、義房奉行人文書の発給は当事者の申請によるのだから、日付が離れていることをもって「御教書」と「御施行」に関する卑見の反証にはならない。また「史料G」の「御施行」は、貞隆充義房奉行人奉書であろう。

以上の前提及び「史料F」の左衛門尉と「史料G」の左衛門尉貞隆は花押の同定から同一人物であることをふまえて「史料E・G」をみると、次のことが指摘できる。

「史料F・G」では、奥州総大将―貞隆、というルートを経て打渡が行われている。さきにあげた中窪村を二度打渡しした親胤が郡検断奉行であることを参照すれば、貞隆は由利郡と山本郡の検断奉行であろう。

ところが「史料E」では、奥州総大将―致友―兵衛次郎、である。打渡を担当する兵衛次郎が郡検断奉行に相当するようだが、致友の立場が判然しない。いずれにせよ出羽国は、

陸奥国とは異なっている。ところが「史料F・G」は、陸奥国と同様の遵行ルートである。

右から出羽国では、暦応二年一〇月二三日から翌年七月二二日の間に陸奥国同様の郡検断奉行制が採用されたのではないだろうか。足利尊氏が建武政権にそむくと、出羽・陸奥両国は関東執事斯波家長が奥州総大将を兼ねたが、その後、義房に両国をあたらせることとした。その成果があらわれ、出羽も陸奥国同様の制度が導入されたのである。

第二節 奥州管領と一族の出羽国派遣

貞和元年(一三四五)、奥州総大将石塔氏に替わって、奥州管領畠山国氏・吉良貞家が派遣される。国氏が貞家に滅ぼされるまでの時期は奥州管領と出羽国の関係が判然としないので、それ以降を扱いたい。

観応二年五月二五日伊賀盛光充貞家軍勢催促状(〔南〕二一〇六七)に「為羽州凶徒対治差向之処、号結番、各帰国之条、太無其謂、左近大夫将監已所始合戦也」とあって、弟貞経を出羽国に派遣している。陸奥国人も動員され、盛光も同年四月、出羽国に向かっている(〔南〕二一一〇六六)。

貞家の晩年に陸奥国での軍事指揮権を委任された貞経の派遣は、戦略上、出羽国を重視したことを意味している。しかし貞経には国人への恩賞や所務に関する権限は与えられず、

貞家の軍事指揮権の忠実な代行者として、各地を転戦した。²⁸⁾

その後、延文二年（一三五七）三月二十四日足利義詮御教書写〔南〕二一三三七七によれば、貞経は出羽国寒河江庄内円覚寺領を寺家雑掌に沙汰付を命じられている。²⁹⁾しかし貞経は、出羽国にとどまらなかったようである〔南〕二一四一五・一四一六。

さて正平一統が破綻した後の四年間の南出羽では南朝年号が多く使用されており、北畠顕信が出羽国一宮に発給した正平一三年（延文三年、一三五八）の寄進状〔南〕東北二一三九四から、顕信が出羽国にいたとする。「余目氏旧記」や「斯波兼頼画像讚」³⁰⁾等は奥州管領斯波家兼の子兼頼が延文元年（一三五六）に出羽国山形に下向したとするが、出羽国での兼頼の事蹟の初見は倉持兵庫助入道に出羽国山辺庄内塔見三分一を預け置いた、貞治三年（一三六四）八月一日付の文書〔南〕二一一五〇七である。この文書は、管領と同様に奉書である。この史料から兼頼を羽州管領とする説がある。³¹⁾

しかし斯波氏の後に陸奥国に下る石橋氏も、棟義と父和義が同じ時期に奉書形式の文書を発給しており、和義が棟義を補佐したといわれる。また石塔義房・義元（義徳）父子も同時期に「依仰下知如件」という文書を発給している。したがって奉書形式の文書発給は、奥州管領もしくは羽州管領とする

決定的な指標にならない。

貞治三年八月一日奥州管領斯波直持の子詮持感状の「羽州発向之処、最前馳參被致忠節之条、尤神妙、此段可〔注進〕」〔南〕二一一五〇八から、兼頼と同時期に詮持が出羽国に派遣されている。詮持は、奥州管領同様に陸奥国人に官途を推挙している〔南〕二一一五〇五。

奥州総大将や奥州管領が管轄した出羽・陸奥両国は広大だから、各地の戦闘に対応するため一族を派遣した。このことは出羽国への派遣は、陸奥国の国人に伝来した史料でわかるから、陸奥国の国人を率いて出羽国に向かったのである。けれども吉良氏のように派遣した一族の権限に制約がある場合には、陸奥国人が勝手に帰国する事態が生じた〔南〕二一一〇六七）。国人を自陣に引き込むためにはその要求に迅速にこたえる必要があるから、石塔・石橋両氏はその子もしくは父に所領安堵等の権限を付与したのだろう。斯波氏の場合も兼頼と詮持に奥州管領の分身として権限を付与し、奥州管領の出羽・陸奥両国経営を補完させたのであろう。

詮持は後に奥州管領となるから、出羽国在国は一時的である。しかし兼頼は、引き続き出羽国にとどまり、その子孫も出羽国に在国する。ここから兼頼は奥州管領もしくは羽州管領となったという説があるが、次の史料はその論拠の一つである〔南〕二一一八六三）。

〔史料H〕

小田常陸前司時綱家人等、同心吉良兵部大輔、打入高野郡之由、尾張式部大夫宗義注進畢、奥州重事之時分、先私確執之条、偏為妨治家退治歟、仍可加同罪誅伐之旨、所仰宗義也、爰治家打入名取郡之由、有其聞之間、両管領加談合、可致合戦之旨、重成御教書了、宗義若打越奥方者、不拘時綱從類之悪行、令同道、可抽戦功、治家治罰之後、彼輩等誅戮、有何子細哉、殊廻遠慮、可令籌策之状如件、

貞治六年四月五日

結城大膳大夫殿

(尾張義隆
花押)

右の「両管領」のうち一人は、諸説すべて直持である。もう一人は諸説あるが、すべて棟義以外である。つまり「両管領加談合」を棟義と「両管領」が談合を加えると読むのである。

このような読み方は、棟義は奥州管領ではないという前提がある。その根拠は、棟義を「当国大将」と記す史料〔南〕二二二〇五二である。しかし奥州管領貞家を「当国御大将」〔南〕二一九五二及び「たいしやう」〔南〕二一九九九の案文」と記した史料があるから、棟義は国大将で、奥州管領ではないと断定できない。

そこで改めて「史料H」を見ると、第一は文書冒頭から「所

仰宗義也」まで、第二は「爰治家打入名取郡」から「重成御教書了」までの部分がある。これらは棟義充文書の引用だが、結城顕朝に伝えている。

このように充書がかわれば、文言の書き換えが行われることがある。たとえば感状において充書からの注進によつて発給した場合は注進者を略すが、充書以外の注進によつた場合は注進者を記す。これと同様に第一の部分では、「尾張式部大夫宗義注進畢」の「尾張式部大夫宗義」も棟義充の文書にはなく、「史料H」の文言を生かせば、「小田常陸前司時綱家人等、同心吉良兵部大輔、打入高野郡之由、被注進畢」のようになるだろう。しかし「史料H」は顕朝充だから、誰の注進かわかるように「尾張式部大夫宗義」を記す。

とすると主題である第二の部分の「両管領加談合」だが、諸説の解釈、つまり棟義と「両管領」が談合を加えよという意味だとすれば、棟義充ならば、棟義と談合する相手だけを記せばよいから、「両管領加談合」でよい。しかし「史料H」は顕朝充である。顕朝充には談合に加わるメンバーをすべて記さないと誰と誰が談合するのかが、顕朝にはわからない。諸説のような解釈なら、「宗義・両管領加談合」となる。しかし「史料H」は、「両管領」だけである。したがつて談合するのは、二人である。棟義も談合に加わる点は諸説も認めているから、「両管領」の一人は棟義で、もう一人は諸説

一致する直持である。

以上のことから「史料Ⅱ」の「両管領」は、直持と棟義である。したがって兼頼は、奥州管領ではない。次に兼頼を羽州管領または奥州管領とする、もう一つの論拠となる史料をとりあげる(『南』二二—二〇三三)。

〔史料Ⅰ〕

円覚寺領出羽国北寒河江庄内吉田・堀口・三曹司・両所・窪目等五ヶ郷諸公事免除事、所被下官符宣也、可被存知之状、依仰執達如件、

永和三年十二月廿四日

斯波修理権大夫殿

(細川頼之
武蔵守) (花押)

奥州管領としての石橋氏の事蹟は、至徳三年(一三八六)まで確認できる(『南』二二—二七三)。「史料Ⅰ」は、それをさかのぼる史料である。またもう一人の奥州管領が斯波詮持であるのは諸説一致する。したがって「史料Ⅰ」から兼頼奥州探題説を導き出せない。

それでは「史料Ⅰ」から兼頼を羽州管領とできるだろうか。

「史料Ⅰ」から北寒河江庄が兼頼の管領権力の及ぶ範囲になつていたとはいえる。しかし奥州管領二人制が維持されており、当時室町幕府政治を主導したのは斯波義将ではなく、管領細川頼之だから、出羽国が石橋氏の権限の及ぶ範囲からはずされたとは考えにくい。また兼頼の権限が出羽一国に及

んだと一般化するには、北寒河江庄が兼頼の本拠である山形から比較的近いのが難点である。これらから延文元年以来、出羽国で活動した兼頼が奥州管領から独立した領域を得るようになった、そのことを物語るのが「史料Ⅰ」であるとするのが妥当であろう。

以上のことから奥州管領による一族の出羽国派遣の嚆矢は吉良氏だが、その権限は制約されていた。斯波・石橋両氏は、一族に奥州管領の権限を付与した。管領の権限を与えられた兼頼は出羽国にとどまり、その結果、奥州管領から独立した地域の管領権力の行使を認められるようになった。

ただし兼頼は、幕府から奥州管領もしくは羽州管領といった具体的な職には任じられなかったのではないだろうか。幕府としては、奥州管領が出羽・陸奥両国を担当するもので、兼頼は奥州管領あつての存在であつた。かかる関係が「奥州探題体制」に引き継がれたのである。

さきに述べたように、もう一人の奥州管領棟義は至徳三年以降の動向を確認できない。その後、石橋氏の発給文書は見いだせず、棟義以後の系譜も不明な点が多い。子孫は陸奥国にとどまるのは間違いないから、勢力を失つたのだろうか。実質上、直持による奥州管領一人制になつたのである。これが「奥州探題体制」の一つの前提となるのである。

終章 出羽国と「奥州」

南北朝から室町期にかけての出羽国は、陸奥国とあわせて一つというのが室町幕府の認識であった。奥州総大将・奥州管領・奥州探題はその管国から出羽・陸奥両国、すなわち「奥州」という枠組に設置されたのである。羽州管領や羽州探題が出羽一國に設置されたとすれば、「奥州」という枠組の解体を意味する。

遠藤巖氏は、奥州総大将から奥州管領への移行した際の職権の変化を追究するにあたって鎮西総大将・鎮西管領と比較したが、その方法は正しいといえよう。ただ鎮西総大将・鎮西管領、そして九州探題が設置された「九州」という枠組は古代律令国家にさかのぼれるが、「奥州」はそうではない。鎌倉幕府のもとで出羽・陸奥両国は、「関東御分国」のうちであった。建武政権は、北畠頭家を陸奥守に任じ、義良親王をそえて下向させる。そして出羽守葉室光顕も下向させる。こうした建武政権の国司政策は、「関東御分国」の室町的枠組形成の契機となる。しかし建武政権下では、「奥州」という枠組は成立しない。「奥州」という枠組成立の契機は「奥州」担当を命じられた南朝の北畠顯信派遣だろうが、幕府側では奥州総大将石塔義房派遣に求められ、義房は陸奥国の郡検断奉行制を出羽国に導入した。こうして室町的枠組である

「奥州」が成立する。

だが「奥州」は、「関東御分国」から直ちに自立しなかった。貞和二年（一三四七）正月から閏九月の間と推定される幕府から鎌倉府への指令（「南」一一八三三）^⑧によれば、奥州管領吉良貞家・畠山国氏は陸奥国召米の京進を催促するだけだが、鎌倉府は鶴岡八幡宮修理用途にあてられた同国召米徴収、召米納入状況の報告、同国信夫庄以下の領家年貢の京進を命じられている。こうした限界が「奥州」の鎌倉府併管の一因となる。

「奥州探題体制」は、鎌倉府からの「奥州」の自立を意味するといえる。もともと大崎氏が出羽・陸奥両国の国人の頂点に立って「奥州」を実際にどのように統治したかは別問題だが、永祿二年（一五五九）の伊達晴宗奥州探題補任まで「奥州探題体制」は続く。

下って天正一六年（一五八八）閏五月一日中山光直書状に、「義光出羽之探題職被渡候ニ、国中之諸士被隨山形之下知候」とある。また天正一七年（一五八九）九月三日上郡山仲為書状^⑨の「奥州五十四郡之儀者、自前代伊達探題二付、諸事政宗申付儀、今以不可有其隱候」は、伊達政宗の祖父晴宗の奥州探題補任をふまえた主張である。前者は後年のものだがと断りつきで、羽州探題に関する参考史料としてとりあげられてきた。

右の二つの史料は、国ごとに探題が置かれたという認識で共通している。したがって織豊期には室町的「奥州」を消滅しており、それは室町的国制から近世的国制への転換を意味するのである。

注

- (1) 小論では、奥州探題補任以後の斯波氏を大崎氏とする。斯波氏と最上氏も大崎詮持奥州探題補任前後でよびわけられる。
- (2) たとえば伊藤喜良氏「中世国家と東国・奥羽」第Ⅲ部第四章(校倉書房、一九九九)。
- (3) 小論の主題は出羽国だから、主に陸奥国関係史料で論じている。斯波家長・奥州総大将・奥州管領・奥州探題等に関する諸説は必要な場合に限り言及するにとどめる。
- (4) 「遠野南部文書」(「古川市史」第7巻資料編Ⅱ古代・中世・近世1中世編年史料二二七号)。以下、同書からの引用は「古川」二二七のように略記する。
- (5) 「山形県史」第一巻第二章(山形県、一九八二)。
- (6) 「中世法制史料集」第二巻室町幕府法第二部追加法一一・一二七条、「東寺百合文書」つ応永二年(一一三九五)一〇月一七日室町幕府御教書案及び事書案(「大日本史料」第七編之二同年月日条)、「東寺百合文書」て応永二年(一一四〇六)七月五日京極高光充室町幕府御教書案・同年月日

大内盛見充室町幕府御教書案・同年月日事書案(「大日本史料」第七編之八同年月日条)、「東大寺文書」第四回探訪四五応永一四年(一一四〇七)八月九日事書案(「大日本史料」第七編之九同年月日条)、「雑々日記」応永一二年(一一四一四)六月二〇日事書写(前田家本、東京大学史料編纂所影写本)、「寺門事条々問書」応永二年七月二六日条(「大日本史料」第七編之二〇応永二年六月二〇日条)、「常照愚草」(「統群書類従」二四輯下)等。

- (7) 伊藤喜良氏前掲書第Ⅲ部第一章。
- (8) 黒嶋敏氏「中世の権力と列島」第一部第一章(高志書院、二〇一一)。
- (9) 伊藤喜良氏前掲書第Ⅲ部第一章、江田郁夫氏「室町幕府東国支配の研究」第Ⅱ編第六章(高志書院、二〇〇八)等。
- (10) 佐々木慶市氏「奥州探題大崎十二代史」第三章(今野出版、一九九九)は応永七年奥州探題補任の根拠である「余目氏旧記」(「古川」二八二)を疑い、応永五年(一一三九八)の三管領四職制定よりまもなくではないかとする。
- (11) 「古川」二〇四は、同二〇三の足利義満御判御教書を大崎満持が受けているが、室町幕府管領御教書はない。遠藤巖氏「上遠野氏と上遠野古文書」(小林清治先生還暦記念会編「福島地方史の展開」、名著出版、一九八五)は、管領御教書があったと想定する。しかし「古川」二〇五に「自京都御判被下候、日出候、仍当方安堵事承候之間、認遣之

- 候」とあり、義満の御判御教書のみをしめされたようである。したがって満持充の管領御教書は作成されず、国人が満持に文書発給を求めたと解される。この点、「古川」二〇七は、同二〇四と同じく同二〇三に対して発給されているが、同二〇三を受けた管領御教書はないのを傍証としてあげておく。
- (12) 江田氏前掲書第Ⅱ編第六章は、足利持氏期になると鎌倉公方が稲村御所を介さず出羽・陸奥両国に支配を及ぼそうとしたとする。
- (13) 『青森県史』資料編中世3北奥関係資料一七三三。
- (14) 遠藤巖氏「いわゆる「稗貫状」について」(『大崎氏研究』もう一つ見方)、第二回大崎氏シンポジウム、一九九七、大崎氏シンポジウム実行委員会。
- (15) 『室町幕府関係引付史料の研究』、昭和六三年度科学研究所補助金一般研究(B)研究成果報告書、一九八九。
- (16) 伊藤喜良氏前掲書第Ⅲ部第一・四章。
- (17) たとえば『神奈川県史』通史編原始・古代・中世第3編第3章第4節(神奈川県、一九八一)。
- (18) 大崎氏と斯波氏の関係は家永遼嗣氏「室町幕府將軍権力の研究」第二部第一章第二節(東京大学日本史学研究叢書1、東京大学日本史研究室、一九九五)を参照。
- (19) 家永遼嗣氏「一五世紀の室町幕府と日本列島の「辺境」」(『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』、学習院大学東洋文化研究叢書、東方書店、二〇一〇)。
- (20) 「石巻の歴史」第八巻資料編2古代・中世編五〇五。この史料については、伊藤喜良氏前掲書第Ⅲ部第三章を参照。
- (21) 遠藤ゆり子氏「戦国期地域権力の歴史的 성격に関する一考察―奥羽における大崎氏の位置づけをめぐって―」(『地方史研究』二九六)は、奥州探題の軍事指揮権を否定する。そして「薄衣申状」から、現岩手・秋田両県の諸氏まで巻き込む事態になったとする。しかし奥州探題の催促に応じて参戦したから、奥州探題に軍事指揮権があったとしてよいだろう。
- (22) 「南北朝・室町時代の動乱と出羽国」(『中世出羽の領主と城館』、奥羽史研究叢書2、高志書院、二〇〇二)。
- (23) 『青森県史』資料編中世3北奥関係資料一七四九。
- (24) 『山形県史』第一巻第一二章第二節、「京都御扶持衆小野寺氏」(『日本歴史』四八五)。
- (25) 細川氏と小野寺氏の関係は、家永遼嗣氏「一五世紀の室町幕府と日本列島の「辺境」」を参照。最上氏を避けたのは、⑤で大崎氏が遊行の候補となっているから、三宝院と最上氏の本宗管領斯波氏との関係ではなく、最上氏の弱体が原因ではあるまいか。
- (26) 現段階で竹松を誰かを確定できない。竹松をたとえば大宝寺氏とするならば、出雲・隠岐国守護等である京極氏伝来文書「佐々木文書」(東京大学史料編纂所影写本)等を参

- 照すれば、その家格から充書は「大宝寺竹松殿」であろう。したがって竹松は足利氏一門だろうが、斯波氏一族の幼名に「竹」がつくのが多いから、遠藤説に従っても問題はな
い。
- (27) 永享の乱以前に出羽国の所領遊行が鎌倉府であったことは、「今川家古文書」応永二五年(二四一八)一〇月二〇日足利義持御判御教書写(「神奈川県史」資料編3古代・中世3上五五七九)を参照。
- (28) 「山形県史」第一巻第二二章第二節。
- (29) 「斯波家譜」に「当時も出羽・陸奥で両大将」とあるが、出羽国大将が最上氏、陸奥国大将が大崎氏ではなく、両国の大将が大崎・最上両氏という意味である。
- (30) 「陸前中目文書」(「南北朝遺文」東北編第一巻二四六)。以下、同書からの引用は、「南」一一二四六のように巻数・文書番号のみを略記する。
- (31) 顕家発給文書は「南」一及び「南北朝遺文」関東編第一巻等に収録されているが、両補充の文書は他に見あたらな
い。
- (32) 光頭のもとでの出羽国衛の弱体を指摘したものととして、たとえば遠藤巖氏「南北朝内乱の中で」(「中世奥羽の世界」、東京大学出版会、一九七八)。
- (33) 「花押かがみ」五南北朝時代一(吉川弘文館、二〇〇二)
- (34) 遠藤巖氏「奥州管領おぼえ書き」とくに成立をめぐる問題
- 整理一(「歴史」三八)。
- (35) 遠藤巖氏「奥州管領おぼえ書き」とくに成立をめぐる問題整理一。
- (36) 小川信氏「足利一門守護発展史の研究」第二編第四章第二節(吉川弘文館、一九八〇)。
- (37) この史料から白根靖大氏「奥州管領と斯波兼頼の立場」(「中央史学」三〇)は、貞経を奥州管領とする。
- (38) 「山形県史」第一巻第二二章第二節。
- (39) 「光明寺文書」三(「山形県史」資料編一五上古代中世史料1)。
- (40) 江田郁夫氏前掲書付論四。
- (41) 奥州管領棟義は貞治六年(一二三六七)七月二日(「南」一一一八七三)から永和四年(一二三七八)一〇月九日(「南」一一二〇四二)の間、和義は応安三年(一二三七〇)八月二二日(「南」一一一九〇五)から永徳元年(一二三八二)八月一七日(「南」一一二〇六二)の間、それぞれ奉書を発給している。
- (42) 義房は「南」一一三九〇・六二七、義元は「南」一一五二五、七〇五。
- (43) 江田郁夫氏前掲書付論四では兼頼が主、詮持が従の立場だったとする。
- (44) 「平氏江戸譜」(応安年間カ)三月一〇日斯波兼頼拳状写(「新編埼玉県史」資料編5中世1古文書1、四二二)。

- (45) 「両管領」をめぐる諸説をまとめたものとして、小原茉莉子氏「奥州管領期の大崎氏」(『岩手史学研究』九二)があり、あわせて氏の見解も提示している。
- (46) 羽州管領とするのは、たとえば小川信氏前掲書第二編第五章第二節。奥州管領の一人とするのは、白根靖大氏「奥州管領と斯波兼頼の立場」(『中央史学』三〇)。
- (47) 垣内和孝氏「室町期南奥の政治秩序と抗争」第二章(中世研究叢書8、岩田書院、二〇〇八)。
- (48) 白根靖大氏「奥州管領と斯波兼頼の立場」は、出羽と津軽と同列で、「奥州」はこれらを包括する意味で用いられた概念といえるのではないかと述べる。「奥州」には陸奥国という意味もあり、そうした用例もある。この点、遠藤巖氏「奥州は日本の半国」(『南』一月報)を参照。「奥州」を使用すれば混乱するが、史料から切り取った用語を用いた。
- (49) 遠藤巖氏「奥州管領おぼえ書き」とくに成立をめぐる問題整理―。
- (50) 石井進氏「石井進著作集」第一巻日本中世国家史の研究第三章第二節(岩波書店、二〇〇四)。
- (51) この史料については、青木文彦氏「内閣文庫所蔵『諸国文書』所収事書に関する一考察」(『歴史』八一・八二)を参照。
- (52) 「奥州探題体制」から伊達晴宗奥州探題補任に至るまでに

- ついては、佐々木慶市氏前掲書、「大崎氏研究」もう一つ見方、「大崎教兼が生きた時代」(第三回大崎氏シンポジウム、一九九八、大崎氏シンポジウム実行委員会)、「戦国期における大崎氏と伊達氏」(第五回大崎氏シンポジウム、二〇〇〇、大崎氏シンポジウム実行委員会)、「大崎氏の新しい見方」(第六回大崎氏シンポジウム、二〇〇一、大崎氏シンポジウム実行委員会)、黒嶋敏氏前掲書第一章等がある。
- (53) 「湯保文書」(『山形県史』資料編一五上古代中世史料1)。
- (54) 「大日本古文書家わけ第三 伊達家文書之一」四三二号。
- (55) たとえば伊藤喜良氏前掲書第三部第四章。
- (補注) 「余目氏旧記」の「両国探題・守護」の「守護」は最上氏で、「両国探題」は大崎氏と解せる(初校に際して追記)。